

# 江東区立学校における働き方改革推進プラン(改定)概要

## 1 計画の趣旨

令和8年4月1日に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けされることに伴い、働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進、教員の処遇改善・充実に図るため、令和8年度から令和10年度を期間とするプランの改定を行う。

## 2 目標設定

働き方改革の取組の結果、教育職員の在校時間の状況は改善されているため、国の指針に基づき、新たな目標を設定する。

- ・時間外在校等時間が1か月45時間以下の教員を100%
- ・1年間の時間外在校等時間が360時間以下の教員を100%

働き方改革の推進に当たっては、教員がその成果を実感できていることが重要。そのため、以下の4つの切り口から、9つの成果指標及び目標を設定し、目標達成を目指して取り組んでいく。

	成果指標(カッコ内は目標値)
時間外在校等時間	①時間外在校等時間が1か月45時間以下の教員を100% ②1年間の時間外在校等時間が360時間以下の教員を100%
業務への負担・支援	③ストレスチェック集団分析による「仕事の量・コントロール」に関する健康リスク値(100以下) ④ストレスチェック集団分析による「職場の支援」に関する健康リスク値(100以下)
ワーク・ライフ・バランス	⑤教員の仕事と仕事以外とのバランスの満足度(80%以上) ⑥年次有給休暇取得日数(年間20日)
仕事に対するやりがい	⑦授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合(80%) ⑧児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合(80%以上) ⑨教員としての仕事そのものについての満足度(80%以上)

## 3 業務量管理・健康確保措置の内容

本計画期間中の重点事項として、(1)業務の3分類を踏まえた業務の見直し、(2)学校における措置の推進、(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組について推進していく。

### (1) 業務の3分類(抜粋)

#### 【学校以外が担うべき業務】

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収
- ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤保護者等から過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

#### 【教師以外が積極的に参画すべき業務】

- ⑥調査・統計等への回答
- ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩部活動

#### 【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

- ⑬⑭授業準備、学習評価や成績処理
- ⑯支援が必要な児童生徒・家庭への対応

### (2) 学校における措置の推進

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

## 4 関連する取組・今後のフォローアップ

計画の実行性を確保するため、業務量管理・健康確保措置についての実施内容を定例の教育委員会及び総合教育会議において定期的に点検・評価し、区のHP等で公表する。